

第70回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成27年10月6日(火) 14時00分～15時50分
2. 場 所 本庁舎1号館 14階 AV1会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員(敬称略・五十音順)
北川学、北村新三、柴田眞里、竹内由美、千木良悦子、中川丈久、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子、三原敦子
 - (2) 実施機関の職員
行財政局主税部課税企画課長
保健福祉局高齢福祉部介護予防担当課長
保健福祉局高齢福祉部高齢者支援担当課長
保健福祉局総務部長
保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
保健福祉局就労支援担当部長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①市民税・県民税申告に係る電子申請受付システム取扱い事務の実施について
 - ②総務省実施事業により開発される介護予防効果検証のための情報連携基盤システムの活用について
 - ③神戸市はいかい高齢者安心登録事業の実施について
 - ④臨時福祉給付金システムへの項目追加について
 - ⑤参照用住記データベースの情報項目の追加について
 - ⑥福祉情報システムへの情報項目の追加について
 - ⑦生活保護システムへの情報項目の追加について
 - ⑧国民年金システムへの情報項目の追加について
 - ⑨後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
 - ⑩特別児童扶養手当システムへの情報項目の追加について
 - ⑪精神保健福祉手帳システムへの情報項目の追加について
 - ⑫改正行政不服審査法施行後の神戸市個人情報保護審議会の審理のあり方について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①市民税・県民税申告に係る電子申請受付システム取扱い事務の実施について

行財政局主税部課税企画課から、市民税・県民税申告に係る電子申請受付システム取扱い事務の実施について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 質問がありましたら、お願いいたします。

○委 員 別図の 7 で PDF の印刷とあって、それをスキャンとありますが、再度データ化するということですか。

○課 税 企 画 課 そうです。

○委 員 手続きで PDF ファイルをつくる場所まで同じなので、PDF ファイルを郵送してもらっていたのが、電子申請でできるようになるということですね。

○課 税 企 画 課 郵送または持参だったのが、電子申請を使ってということです。

○委 員 取扱件数は、どれくらいを想定されていますか。

○課 税 企 画 課 全体で市県民税の申告が約 49,000 件で、そのうち郵送が約 15,000 件、その約 5%程度の 750~800 件を、この電子申請で受付できればと思っております。目標数値ですが。

○委 員 電子申請の利用申請を ID、パスワードですということですが、電子証明書も使われるということですか。

○課 税 企 画 課 電子証明は使いません。

○委 員 電子証明を使わないで、電子申請の利用申請のための ID、パスワードだけを使うということによろしいですか。

○課 税 企 画 課 事前に神戸市から区コード、整理番号を印刷した用紙を送っていますので、そのコード等と一緒に ID、パスワードを入力してもらうことによって、個人が特定されます。セキュリティ面はそれで大丈夫かなと思っています。

○委員　それでは答申をまとめたいと思います。市民税・県民税申告に係る電子申請受付システム取扱い事務の実施については、市民税・県民税の申告にあたり、電子申請受付システムを実施することは、市民等にとって、申告期間中 24 時間いつでも申告が可能となり、市民サービスの向上につながることで、事務処理上効率化が図られるということです。したがって、公益に資するものと考えられます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②総務省実施事業により開発される介護予防効果検証のための情報連携基盤システムの活用について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、総務省実施事業により開発される介護予防効果検証のための情報連携基盤システムの活用について、条例第 7 条（収集の制限）、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員　それでは質問ございましたら、お願いいたします。

○委員　神戸市が後期高齢者医療健診データを持っているのですね。

○介護保険課　別図の左側の情報は神戸市が持っている情報ですが、5 つ目の後期高齢者医療レセプトデータは、兵庫県後期高齢者医療広域連合の持っているデータです。

○委員　この情報は関係ないということですか。

○介護保険課　いいえ、この情報もいただいて分析の対象となります。

○委員　広域連合から神戸市がもらって、神戸市から出すということですか。

○介護保険課　広域連合のデータも、神戸市のデータと合わせて分析させていただくということです。

○委員　広域連合が直接出すわけではないのですね。

○介護保険課　広域連合から医療費データの提供を、神戸市が受けまして、神戸市が総務

省事業として、まとめて大学等の機関に対して提供すると。個人情報の取扱いにつきましては、広域連合の方の保護審議会を通しての扱いになります。

- 委員 総務省の実証事業となっていますが、図では総務省が出てないのですが、総務省から補助金でも出て、システムをつくるということなののでしょうか。
- 介護保険課 総務省が実証事業をするにあたって、この事業を行う主体を公募いたしまして、民間の事業者であるNTT東日本が落札しました。この事業者と大学と神戸市が協定を結びまして、神戸市のフィールドで実証事業を行うということです。
- 委員 この情報連携基盤システムというのは、神戸市の中にあるわけですか。
- 介護保険課 そうです。
- 委員 高齢者の健康に関する様々な情報が、集約されるということですね。
- 介護保険課 今までバラバラであった情報を一括集約して、すべての情報を連携して見るといことができます。
- 委員 いわゆるセンシティブ情報にあたると思いますが、分析するときは匿名化するということですね。
- 介護保険課 はい、匿名化して大学関係者に分析してもらいます。
- 委員 データを匿名化して、分析して、それを活用して効果的な介護予防施策に役立てるのだということですが、抽象的でよく分からないのですが、効果的な介護予防施策とは具体的にはどのようなものですか。
- 介護保険課 今までも介護予防の様々な事業を展開してきましたのですが、介護保険課が保有するデータだけで、こういう傾向があるという一側面だけの分析を行ってきたので、それだけではなく、医療の面であったり、健康な方が受けていらっしゃる健診の情報を合わせて、もっと違う側面から事業を展開することにより、介護保険課の大きな目標になります、要介護状態にならないように、なるのを遅らせる、なっても軽度で済ませる、といったことを目指す取り組みにつながっていくだろうと思われます。もう一点、市民の方としましても、どういった取り組みが効果があるのか、今一つよく分からないといっ

た声がたくさんある中で、データからこういう取り組みを行うと、こういうふうによくなりますということをお示しすることによって、モチベーションが上がるということも聞いていますので、そういったことにも活用できると考えております。

○委員 神戸市が情報連携基盤システムを持っていると。データを紐づけというか、統一的にまとめて、統計データとして学識経験者の分析に回すということなのですね。学識経験者の分析のところでは、統計データ化していますので、この審議会の検討はいらないということですね。これは全国全ての自治体でやるわけではないのですか。

○介護保険課 この事業は、神戸市でやるということになっております。もともと総務省の条件で、高齢化が急速に進むということや、圏域の中で高齢化の状態に差があることがありまして、政令市でどこかでやりなさいという条件で公募がありました。NTT 東日本が落札して神戸市でやりましょうと、お声かけがありましたので、協力してやりましょうということになったわけです。

○委員 全国的にみると他の市もあるわけですか、神戸市だけですか。

○介護保険課 この総務省事業というのは3つのモデルで構成されているのですが、そのうちの1つが神戸市で行う介護保険モデルになっていて、他の2つのモデルについては他の自治体の方で民間事業者と協力して行うことになっております。

○委員 同じような情報についてということですか。

○介護保険課 テーマが違うのですが、ICP を活用するような高齢者に係る見守りの事業であったりとか、医療介護連携であったりとか、ちょっと違った視点になります。介護分につきましては、神戸市でということになります。

○委員 この検証は、神戸市だけでやっていて今年だけということですね。

○委員 地域性はあるのでしょうか、政令市くらいの規模でやりたいということなのでしょうね、総務省は。

○委員 他にご質問はございませんか。それでは審議会の意見をまとめたいと思います。総務省実証事業により開発される介護予防効果検証のための情報連携

基盤システムの活用については、診療情報、健康診断情報や介護保険情報を、兵庫県後期高齢者医療広域連合も含めてデータ連携することにより、神戸市の高齢者の健康実態の把握と多面的な分析・評価が可能となり、今後の神戸市における効果的な介護予防施策の展開を期待される観点から公益に資すること、各種データを連携するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当としたいと思います。

③神戸市はいかい高齢者安心登録事業の実施について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、神戸市はいかい高齢者安心登録事業の実施について条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それでは質問があれば、お願いいたします。

○委員 対象者なのですが、神戸市に居住する徘徊の恐れのある認知症高齢者等と書いてありますが、高齢者といっても幅広い方を含む気がするのですが、どのようにして対象者、成年被後見人になっている方等いらっしゃると思うのですが、限定されるつもりですか。

○介護保険課 徘徊の恐れという点については、申請者の方が今まで徘徊をしたことがあるとか、心配がある方は全て受け付けて「等」のところは若年の方を含むということで付けております。

○委員 登録者情報の利用及び提供についての同意というところで、申請者の同意と書いてあるのですが、被登録者はいろいろな方が含まれているとすると、申請者の同意だけで提供しても良いのでしょうか。

○介護保険課 認知症の症状は様々で、分かる時と分からない時があるような方もあれば、もっと進んでいる方もおられて、平成26年の新聞紙上でも行方不明になって家族のもとへ帰れなかった方もあるということで、厚生労働省から見守りあるいは行方不明時の体制を整えておくよということ、事前登録情報については、緊急事態ではないかもしれませんが、申請の段階でこれまでの生活状況や心配な状況をお聞きして、徘徊された時には生命にかかわる事態ということで対応させていただこうと考えております。先行している自治体も複数ありまして、親族、後見人、一人暮らしの方も都市部では多いので、ケ

アマネージャーであったりとか、申請を受け付けて広く本人の安全を守るために実施をしているということで、本人同意が病的に取れない方については、親族、成年後見人等の方からの申請で見守りをしていこうと考えております。

○委員 病状がいろいろなレベルの方がいらっしやると想定されるので、本人の同意が取れそうな方については、ぜひ、取っていただいた方が良いと思うのですが。資料には申請者の方しか書かれてなくて、ちょっと危険で気になります。

○介護保険課 判断能力がある方にはお聞きをします。病状が少し進んでおられて妄想があったり、全て拒否的になられる方の場合は、家族の方とか介護保険事業者などからも情報を聞くなど、適正に登録していきたいと思えます。

○委員 登録者情報の利用及び提供についての同意のところ、申請者の同意としか書いていないのですが、本人の同意についても触れていただければと思います。単に徘徊の恐れがある方が認知症の方ということで、本人にある程度能力がある方も含まれるということになれば、同意すべき者が誰なのかということに対して、問題が生じやすいかもしれないという気がしています。他方で、本人の安全のためということもよく分かりますので、すべて申請者だけで登録対象者の情報を勝手に登録して、行方不明になって利用、提供するという形については、なにがしかの修正をしていただけないかなと思います。

○委員 運用上は、可能な場合は本人の同意を得るということをするわけですね。

○介護保険課 そのようにいたします。

○委員 登録するときに、あんしんすこやかセンターの方が、直接登録者又は親族の方と接触されるのでしょうか。例えば、電話でのやり取りとか、相手が見えない状態での受付ではなく、直接どういう方かということがわかって受け付けるのであれば、今の危惧はかなり防げると思うのですけれども。本人がどうもないのに悪意を持って登録するということを防ぐためにも、担当の方が直接見てということであれば、安心かなと思うのですが。

○介護保険課 登録は、来所いただくか、あんしんすこやかセンターは訪問もしておりますので、必ず申請者の方にはお会いしたいと思っております。高齢者の方をお連れになって相談されるケースもあるのですが、家から出たくないという

症状の方については、家族との面接で登録となるかもしれませんが、本人にもお会いできれば、お会いして受付をと、考えております。

○委員 事前登録方法を見ますと、申請書に必要事項を記入して提出すれば良いとだけ書いてあって、申請者にあっては「親族」と「その他神戸市が認めた人」、「その他神戸市が認めた人」というのが明確でない。これを見れば、あんしんすこやかセンターへ書類を書いて、こういう状態ですと口頭で言って持って行けば、本人の同意がなくても全部受け付けると読めてしまうのですけれど。

○介護保険課 文書中では書いていなかったのですが、申請書につきましては「行方不明発見活動に関する規則」の中で、行方不明届を警察に届け出できる方ということで、親権を行う者、後見人、配偶者、行方不明者を監護する者、福祉事務所の職員、当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者を想定しておりまして、それを受付の際、あんしんすこやかセンターへ説明を行うこととマニュアル上には明記する予定にしております。警察でも、これらの方からの行方不明届であれば、受理されるということを聞いています。

○委員 それでは、「その他神戸市の認めた人」という書き方ではなくて、今おっしゃった根拠を示すべきではないですか。先ほどの登録者本人の同意の問題もそうですが、運用上こうするつもりですとおっしゃることと、諮問する際の説明資料が一致しないといけないのではないのですか。

○介護保険課 表現の仕方が悪く、申し訳ないです。

○委員 行方不明時のメール配信ですけれども、配信を希望する場合、あんしんすこやかセンターに届け出るのですね。あんしんすこやかセンターは、365日24時間開いているのですか。

○介護保険課 事務所を開いている時間はもっと短いのですが、時間外緊急対応ができるよう24時間対応できる委託契約を、あんしんすこやかセンターと交わしています。

○委員 メールの配信先ですが、市内のあんしんすこやかセンターは分かるのですが、民生委員、介護保険事業者については居住区に限定されています。行方不明者が居住区内にいるかどうかわからない、居住区外へ出ることもあるということが想定されると思うのですね。昨年問題になったケースなどでは、

かなり離れたところで発見されていますし、すると配信先はこれで十分なの
でしょうか。

○介護保険課　まずはメール配信を始めるに当たりまして、メールを配信した時にまわり
で何か騒ぎが起こっていないかとか、身近な生活の範囲の中で見ていただく
ということで、この2職種については居住区内としたところですが、市内を超
えて県外ということも最近をよくありますので、そこについては兵庫県を通
じて県外へ情報を発する方法もあるのですが、今あるものを複数利用しなが
ら、このメールの範囲も今後考えていきたいと思っています。

○委　員　区というのは線で区切られていますから、中央区に住んでいてもお隣は灘
区ということや、生活は灘区のスーパーに行っているというケースもあり得
るわけですね。そういうことを考えると、居住区だけに限定するのではな
く、せめて隣接する区は必要ではないかと思うのですが。

○介護保険課　今回メール検索よりも、日頃の見守りを重視した登録制度ということにし
ておりまして、日頃の見守りは住居の近辺であったり、居住区で見ていただ
く予定です。隣の区の民生委員にメールを送っても日頃顔を合わせたことも
ない、こんな人がいるのだなということで終わってしまう可能性もあるので、
今回は登録していただいたら、早めに顔合わせとか、家族の相談も聞いてい
ただくということを考えておりますので、その関係の中で、まずご近所をあ
たっていただくということを考えております。

○委　員　第7条の関係で、これだけの情報では足りないのではないかと思うのです
が。要するに「本人の同意がなくても登録をしなくてはいけない状態である
ことの説明」という項目が必要ではないでしょうか。それについて、職員が
請求者に対して面接等で見て、これはいたずらとかじゃなくて必要だからや
っている、ということの確認はしますという説明につながると思うのですが、
それがないという気がします。どういう状態で、本人の同意がなくても出さ
ないといけないという、徘徊歴があるとか、本人は識別が上手くできていな
いとか、そういう項目があると思ったのですが。

○事　務　局　ご指摘の点につきまして、実際どういう形で受付をするのかというところ
になろうかと思えます。その点につきまして、今後申請の受付、例えば申
請書の受付のスタイル、どういったところでチェックを行うであるとか、そ
ういったところで、この人はまきに見守りの必要な方であるということの確
認を行えるような申請の手続き的などところで、チェックを図れるように実施

機関に検討していただくということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 その際にはケアマネージャーがどこで入るとか、運用指針があると思うのですが、確認いただくということですね。

○事務局 根拠等につきましても、明確に示し運用できるような形で実施機関に検討いただくということでいかがでしょうか。

○委員 第7条関係で本人の同意があるときというのは、第7条第2項第2号で登録が可能ですよね。それ以外はどの条項で考えておられるのでしょうか。

○委員 それは、今、審議会で求められていることではないのですかね。第5号ということで。それであればもう少し類型化しないといけないということではないかと。多分みなさんそういう疑問を持たれたのではないかと思うのですが。

○委員 第7条第2項第3号ではどうでしょうか。

○委員 緊急性ですか。徘徊の恐れは緊急性があるとは言えないと思うのですが。今回の趣旨説明や登録方法の説明の状況で、この制度を運用されることについては極めて疑問です。もう少しきちんとしていただかないと賛成いたしかねるという気持ちなのですが。

○委員 私も同意見です。なぜかと言いますと、高齢者のこのような徘徊といった認知症の問題というのは、もちろん本人の安全の問題、家族の心配の問題でもあるのですが、数年後の相続をにらんでの親族間の紛争であることもあるのですね。そうすると、会わせてもらえないとか会わせたとか、どちらがどうとかいった紛争がかなり頻繁にあります。そうすると、申請者が本人の状態を確認せずに訴えてこられたことが、悪意とまでは言えなくても、本当に本人の同意なしに登録することが適当な状況なのかということは、何か問題が生じやすいように思います。そういうことが多いと思いますので、慎重に、説明についても引用についても、もう少し詳細に検討していただいた方がよいと思うのですが。

○委員 先ほど規則があるとおっしゃっていましたが、もう少し詳しく説明できますか。どういう規則なのですか。申請者を限定して列挙されているのですか。

○介護保険課 「行方不明者発見活動に関する規則」ということで、警察法施行令第13条第1項の規定に基づき、行方不明者発見活動に関する規則を以下のとおり定めるということで、そこの中に行方不明届を出せる方が明示されていますので、それらの方を申請者とする予定です。

○委員 行方不明届を提出できる方というのが限定されているわけですね。具体的にどういった人でしたか。

○介護保険課 行方不明者の親権を行う者又は後見人、行方不明者の配偶者、その他の親族、行方不明者を現に監護する者、福祉事務所の職員、当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者等です。

○委員 その規定で限定された者に限って申請を受け付けるということですね。そういう運用を考えているわけですね。それではいかがですか。

○委員 申請者の限定の問題もそうなのですが、本人の同意があるときと取れない場合、それぞれどういう手続きをとっていただくのか、概要はこの説明文書自体にきちっと整理していただいた方が良いように思うのですが。センシティブな内容ですし、本人の意思に反して、本人が十分判断能力がある場合に、知らないうちに登録されていてということを見ると、危険な気がします。

○介護保険課 本人の状況確認につきましては、今は、あんしんすこやかセンターでは認知症は早期発見ということが言われています。国立の研究センターが作ったDASCというチェックリストがありまして、本人又は家族にチェックしていただいて認知症の線引きをしようというものがあるのですが、それを書いていただくにしても、書くのを嫌がったり、又、家族も正しく書いていただけるか分からない中で認知症の程度の線引きが難しいというところがあります。それから、兵庫区とか長田区では高齢者の登録制度を5年ほど前から行っていますが、単身世帯が多いと聞いております。単身高齢者、老々世帯につきましては、高齢者の見守り制度の中で調査、訪問がされておりまして、その中で、病状はかかりつけ医が把握するものですが、家族関係とか生活状況というものが把握ができているということも、民生委員、あんしんすこやかセンターを申請や、見守り者に行っている理由でもあります。100%間違わないとは言えませんが、そういう情報を持ちながら、万が一の場合は、通年の相談業務の中でチェック、家族情報も得て、申請の受付を行っていきたいと考えております。

○委員 今までの意見を伺いますと、今回承認することは難しいような気がするのですが、もう一度指摘された点を踏まえて、諮問されたらどうでしょうか。事務局はどうですか。

○事務局 ご指摘の点を踏まえて、事業の内容につきましても改めさせていただいて再度諮らせていただきたいと思います。

○委員 そういう形にしてください。それではご指摘の点を踏まえてもう一度諮問してください。

④臨時福祉給付金システムへの項目追加について

保健福祉局総務部総務課から、臨時福祉給付金システムへの項目追加について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

なお、今回の諮問対象の情報項目について既に利用されているにもかかわらず、諮問がなされていないことについて、経緯の説明と謝罪があった。

○委員 ただいまの説明にありましたように、平成26年3月に当審議会にシステム化については諮問されていて、その時の情報項目に住所はあったけれど居所はあがってなかった。それを勘違いして居所も利用したということでしたね。システム化そのものは答申で「妥当」であると承認しております。ただ取扱う情報項目の追加ということですので、お認めいただけますか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは個人情報の保護も徹底していただいて、その上で居所情報の追加については「妥当」であるとの結論にしたいと思います。

⑤参照用住記データベースの情報項目の追加について

⑥福祉情報システムへの情報項目の追加について

⑦生活保護システムへの情報項目の追加について

⑧国民年金システムへの情報項目の追加について

⑨後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について

⑩特別児童扶養手当システムへの情報項目の追加について

⑪精神保健福祉手帳システムへの情報項目の追加について

事務局から各システムに共通する情報項目の追加について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、一括で説明がなされた。

また、保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課及び保健福祉局障害福祉部障害福祉課から個別に追加する情報項目について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 DV対象者というのは、DV被害を受けている方ということでしょうか。
- 国保年金医療課 今申し上げた対象者というのは、DV被害を受けている方です。
- 委員 DV対象者は、区役所の市民課の方で把握されているということですね。紙ベースでこれまでは入手されていたということですが、紙ベースで入手するにあたり、目的外利用について審議会の諮問はされているのでしょうか。
- 国保年金医療課 これにつきましては、本人以外からの個人情報を収集すること等について答申ということで、平成10年の類型の1つに共同事業を執行するための提供等というものがございます。内容としましては、同種の事業を実施するに当たり情報を共有するため、個人情報を実施機関内部で利用、他の実施機関への提供する場合というものがございまして、DVにつきましては、DV基本法に基づきまして、すべての窓口で統一的な運用を行うということから、市民課で把握した情報を各区の窓口で共有するために審議会の諮問を受けずに共有できる事項として、解釈させていただいております。したがって、第9条につきましてはこれに該当しますので、第11条のみ諮問させていただいております。
- 委員 特別児童扶養手当の項目追加についてですが、住記個人番号を追加することですが、制度個人番号で特定ができるのに、なぜ住記個人番号が必要になるのでしょうか。
- 障害福祉課 住民情報をシステムに取り込んでいく際に、何らかのエラーがあった場合に、正確な情報を確認するという作業がありまして、住記個人番号で確認していくということで、今回追加させていただいております。
- 委員 特定にあたってのダブルチェックという趣旨ですか。エラーが出た時に制

度個人番号だけでは確認が十分できない時に備えてということですか。

○区政振興課 制度個人番号につきましては、全国でユニークな番号ということですが、まず、神戸市で住民と認識された時点で番号を取りにいくのですけれども、番号のふりだしが即時で済まない場合があります。その場合につきましては、神戸市の住民として入力が終わった時点で、神戸市の住記個人番号が付番されます。その時点で、一旦共通基盤の方へ連携がされますが、遅れて制度個人番号が取得された場合については、追って制度個人番号の情報を別途することがあります。その間のギャップにつきましては、エラー等確認が必要になった場合、住記個人番号しか確認するキー情報がないので、優先的に住記個人番号が必要になるという判断をしております。

○委員 わかりました。そうしますと、他のシステムでも同じ問題が生じるのではないのですか。時間的に住記個人番号はあるのだけれども、マイナンバーがない状態が発生するのであれば、今回諮られている福祉情報システムとか他のシステムで全部同じことが生じるのではないのでしょうか。

○障害福祉課 他のシステムでは、住記個人番号はすでに審議を得て取り込まれていると思うのですが、特別児童扶養手当システムは事務移譲を受けて、急ぎで作ったシステムなので、開発の時点で住記個人番号を追加できておりません。つきましては、今回の番号法の制度改正に合わせて追加して、より正確な把握をしようとするものです。

○委員 他のシステムは大丈夫なのですね。ぜんぶに住記個人番号は入っているのでしょうか。

○事務局 今実施機関の説明があったとおりです。事務移譲の中で最近取り扱い始めたものですので、その点が抜け落ちていたということでございます。

○委員 それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。参照用住記データベースほか6システムに係る情報項目の追加については、番号法施行に伴い、共通基盤システムほか6システムにおいて、制度個人番号及び統合宛名番号を項目追加してシステム処理すること、共通基盤システムの運用にあたり、市民参画推進局区政振興課から制度個人番号等の提供を受けることは、特定個人情報を取り扱う事務事業上、必要不可欠であること、後期高齢者医療システムにおいて、対応に配慮が必要となるDV対象者を確実に把握するための情報項目を追加するということ、また、特別児童扶養手当システムにおい

て、正確な住民情報の把握を行うために住記システムとの連携により、住記個人番号を項目追加することは、公益に資すると認められます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑫改正行政不服審査法施行後の神戸市個人情報保護審議会の審理のあり方について

事務局から「改正行政不服審査法施行後の神戸市個人情報保護審議会の審理のあり方」について、行政不服審査法の全部改正に伴い、法施行後の問題点とその対応（案）について、説明がなされた。

○委員 今説明がありましたが、改正法で新たに審理員制度というものが設けられるということなのですが、審理員は原処分に関与していない者を選ぶということですね。行政処分救済手続きなので、原処分に関与していない公正な立場で判断ができるようにということで、新しい制度が設けられたわけですが、この個人情報保護条例に基づく制度の場合は、既に当審議会という第三者機関が設けられており、そこで不服申立てを部会という形ですが、審理してきたということです。既に第三者機関ということで公正性という面では、この審理員制度に勝るとも劣らないものだと考えられますので、今回の法改正でも、従来どおり、この審議会の不服審査部会において不服申立てを処理していきたいというのが原案です。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 改正法の施行に伴いまして、従来の手続きを改正しないで行うということで皆様の同意を得たということにさせていただきたいと思います。それではこれもちまして、第70回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。